

旅行関連業における
新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく
国内修学旅行の手引き（第6版）

一般社団法人 日本旅行業協会

【協力】

公益財団法人 日本修学旅行協会

公益財団法人 全国修学旅行研究協会

2022年12月21日

1.はじめに

修学旅行は単なる観光旅行ではなく、文部科学省の学習指導要領に於いて特別活動のひとつと位置づけられ、諸外国にも類例のない教育活動です。その教育的意義は大きく、学校生活に於ける諸活動の中でも、参加する児童・生徒の皆様にとって最も強い印象として残り得る、極めて価値のある教育的体験活動です。

その重要な課外活動である修学旅行実施において、「新型コロナウイルス感染症」の感染防止を極力図り、充実した修学旅行を実現していくため、旅行業に従事する旅行会社の総意を結集し、「国内修学旅行の手引き」を策定致しました。

私どもは、各種ガイドラインに基づいた「国内修学旅行の手引き」に準拠した感染防止策の実施に努め、学校、児童・生徒様、教職員の皆様、そして保護者の皆様に安心・安全な修学旅行の場を提供すべく、最大限の努力と支援を行います。

2.「国内修学旅行の手引き」について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）において、「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等が示されました。観光庁や感染症専門医等の指導によって作成された旅行業ガイドライン、その他の関連機関・業界のガイドラインを参考に、一般社団法人日本旅行業協会が公益財団法人日本修学旅行協会及び公益財団法人全国修学旅行研究協会の協力のもと、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を作成致しました。なお、新型コロナウイルスの最新の知見、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、同分科会等の提言、お客様のご要望、各関連施設の受入体制等を踏まえて、この手引きは随時見直しをさせていただきます。

3.具体的な対策にあたっての考え方（3項目）

- (1) 主な感染経路である飛沫感染・エアロゾル感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策を検討しました。
- (2) 飛沫感染は、換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離をどの程度確保できるか等を考慮致しました。
※エアロゾル感染リスクについては、旅行中の施設利用・各場面における換気や大声を出す場面がどこにあるかなどを考慮
- (3) 接触感染は、他者と共有する物品や手を触れる場所の頻度を特定し、対策を講じました。

4.具体的な感染防止対策

- ・新型コロナウイルスの変異株の拡大を踏まえ、正しいマスク着用(品質の確かな、できれば不織布を着用)を周知・掲示徹底します。マスクの着用方法について、例えば厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症_マスクの着用について」を参照して掲載。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

- ・マスク着用は従来同様、基本的な感染予防対策として重要です。然しながら、屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合（密にならないアクティビティ等）や、距離が確保出来なくても、会話をほとんど行わない場合（自然観察や写生活動等）は、マスクを着用する必要はありません。また、屋内においても、人との距離が確保でき会話をほとんど行わない場合（読書や調べ学習等）はマスクを着用する必要はありません。特に夏場や気温の高い場面では、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マ

マスクを外すことを推奨します。

	身体的距離が確保できる(2m 以上を目安)		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用する必要はない 【事例 1】	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用する必要はない	着用する必要はない 【事例 1】	着用を推奨する 【事例 3】	着用する必要はない 【事例 2】

事例 1:ランニングなど離れて行う運動、鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例 2:徒歩での運動など、屋外で人とすれ違うような場合

事例 3:通勤電車の中

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用する必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨

- ・「飲食」の場面では、1m の対人距離を確保するか、パーティションを設置します。(日常的に接している少人数の知人【例えば、クラスや班、クラブ活動等が同じ等】、障害者に介助者が同席する場合は除く。車内での一時的・付随的な飲食は除く。)
- ・マスクを着用していない場合で、場面に応じた対人距離を確保できない時は、会話を控える。また、大声での会話を避けるように注意喚起を行います。
- ・消毒設備の設置・整備等を事前に各所に依頼します。
消毒については、アルコール消毒液（濃度 70%以上 90%以下のエタノール）等を使用します。
- ・輸送機関、見学・食事・宿泊施設等に業界ガイドラインに従った感染防止対策を依頼致します。また、利用する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止策をとっている事業者に限定致します。

5. 営業担当者、添乗員向けの対策

- ・事前、並びに業務中の検温等、体調管理を徹底し、体調不良者や濃厚接触の恐れがある添乗員による添乗勤務は行いません。
- ・海外添乗業務を終えた添乗員については、日本の水際対策強化に関わる新たな措置により、ワクチン接種証明書や陰性証明書の提出をもって入国後の待機・フォローアップ等の制限は緩和されたものの、国内添乗業務の終了時も含めて、特に体調管理の徹底を推進致します。
- ・添乗員には感染が疑われる症状がある場合は、出勤しないこととします。
- ・万一添乗中の添乗員が体調不良となった場合は、速やかに団体から離脱させ、代替要員を手配致します。
- ・少しでも体調が悪い、感染の疑いがある添乗員が見出された場合等は、マスクを着用させた上で直ちに帰宅させ、検査を促します。重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は抗原検査キットを活用し、自身で検査した結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能である旨を周知致します。自宅療養中の体調変化時等には、受診された医療機関や登録されている健康フォローアップセンターに連絡するよう併せて周知致します。

6. お客様（児童・生徒様、教職員の皆様、その他の同行関係者）向けの対策

- ・児童・生徒様に旅行中の感染防止対策（感染予防の行動、マスクの着脱、手洗い、又は手指消毒、乗り物乗車中や食事中・大浴場利用中の会話を控える等）の事前指導を実施頂き、対策の実行と理解・協

力をお願い致します。

- ・児童・生徒様、並びに同居のご家族も含め、出発前の健康観察・体調管理（体温、体調チェック）を徹底して頂くようお願い致します。また児童・生徒様が、発熱・体調不良の場合や、濃厚接触者となった場合（同居する家族が陽性者となった場合）、参加は取り止めて頂くようお願い致します。
- ・旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合には滞在先の各都道府県の有症状の際の対応に関するHPを確認し、必要に応じて滞在先の各都道府県が設置する「受診・相談センター」に連絡致します。各都道府県の受診・相談センターの連絡先などは以下厚生労働省HPを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- ・児童・生徒様につきましては、従来から事前調査をお願いしている食事アレルギー、既往歴、基礎疾患に関する情報を入手し、基礎疾患がある場合には主治医に旅行参加の許可を確認するようお願い致します。

7. 旅行行程、運営業務上の対策

- ・旅程上のサービス提供事業者に対して、従業員の体調管理、業界ガイドラインに従った設備の消毒の実施や消毒設備の設置、空調設備の換気（エアロゾルの浮遊リスクが低い空間（人が少ないところ等）から浮遊リスクの高い空間（人が多いところ等）に向けた気流をつくる。）やフィルターの清掃、安全を最優先にしたうえで窓やドア等の2方向での開放等を最大限活用した換気の徹底を依頼致します。又、体調不良や濃厚接触の疑いのある従業員によるサービス提供はお断り致します。
- ・サービス提供事業者に対して、従業員の感染防止対策を確実に実行するよう、指導と管理の徹底を依頼致します。
- ・旅行開始前・開始後の感染状況の変化等により、旅行の安全かつ円滑な実施が困難、又は困難となる可能性が大きい場合は、学校と協議の上、旅行を中止し、出発地に引き返す等の措置を取らせて頂きます。
- ・手洗い、又は手指消毒等の環境整備と定期的な実施、並びに健康チェック等に必要行程上の時間的な余裕を確保し、引率の先生方の協力のもとスケジュール調整等を行います。

8. 集合場所について

- ・適切な感染予防対策を実施するとともに、可能な限り、空間的に開放された広い場所を確保し、集合の方法、クラスや列の間隔・前後の隊形、並びに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法を確保して頂きます。又、クラス単位等の点呼、短時間での注意指導等も併せてご検討・実施して頂きます。※解散の場面も同様

9. 輸送機関利用上の対策

- ・場面に応じた適切なマスクの着脱を行い、会話は控えめにして頂きます。
- ・混雑時間帯を避ける、比較的空いている車両又は列車を利用して頂きます。
- ・適時、手洗い又は手指消毒を行います。
- ・飲食時の会話の際にもマスクを着用し、マスク着用時においても大声での会話は控えて頂きます。

【参考】各輸送機関における完全換気に必要な時間（具体的な実証実験による）

- ・貸切バス:バス車内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 5～6 分 常時作動
（バス製造会社ホームページより）
- ・新幹線:車両内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 6～8 分 常時作動
（JR 各社ホームページより）
- ・航空機:機内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 2～3 分 常時作動
（航空会社各社ホームページより）

1.0 宿泊・食事・入場観覧施設・体験学習プログラム等利用上の感染対策

- ・発熱がある場合や、軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある方は申し出て頂きます。
- ・館内に入る際、あるいは各店舗や会場に入る際に、手洗い又は手指消毒を行って頂きます。
- ・場面に応じた適切なマスク着脱を行って頂きます。
- ・飲食時の会話の際にもマスクを着用し、マスク着用時においても大声での会話は控えて頂きます。
- ・ビュッフェ形式では、料理を取る前および着席後の新たな料理調達（おかわり）の際の手指消毒を行って頂きます。
- ・回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けて頂きます。
- ・更衣室等での会話を控えるとともに、1m の対人距離を確保して頂きます。

1.1 その他

・学校作成の保護者からの参加同意書

「国内修学旅行の手引き」に沿った修学旅行への参加についてご了解頂くために、学校側に対して同意書の作成と保護者からの同意書の提出を求めてください。＊添付の例文を参考としてください。

・旅行時持参物の内容の配慮について

- ・マスク（1 日 1 枚以上、品質の確かな、できれば不織布マスク）
- ・体温計 ・ハンカチ（1 日 複数枚:手洗い後に個人で使用） ・タオル ・ティッシュ
※ハンカチやタオルは出来るだけ新しい物を常に利用できるように、複数枚ご準備頂きます。
- ・マスクを置く際の清潔なビニール袋、利用済みのマスクやハンカチ、ティッシュを捨てるためのビニール袋を通常の持参物に加えて持参するよう推奨します。利用済みのマスクやハンカチ、ティッシュ等を入れたビニール袋は密閉し、自宅まで持ち帰ったうえで洗濯、または捨てる等の処理をして頂きます。

・班別、グループ行動中の注意事項

班別・グループ行動中においても、できる限り「密閉・密集・密接な状況を避ける行動」に留意して頂き、各所の設備を利用した手洗い、又は手指消毒等を適時、実施して頂くことを事前にご指導頂き、励行して頂きます。また、場面に応じた適切なマスクの着脱を行い、高温等で体調不良が予測される場合は、マスクを外すと同時に会話を抑制することや人と人との距離を開けることを徹底して頂きます。

班別・グループ行動中の食事については、感染症対策を実施している食事場所※を事前に予約確保する

事を推奨します。事前予約が出来ない場合は、感染症対策を実施している店舗に分かれて食事をとるよう学校に依頼します。

※店内入口への消毒設備の設置、1mの対人距離の確保またはパーティションの設置、適切な換気の実施など。

・旅行実施中の発症者発生時の対応について

参加者から発熱や体調不良の申し出があった場合には、速やかに発症者の隔離・看護を行い、滞在先の各都道府県の有症状の際の対応に関するHPを参加者に案内するとともに、必要に応じて滞在先の各都道府県が設置する「受診・相談センター」を案内致します。

各都道府県の受診・相談センターの連絡先などは以下厚生労働省HPを参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

また、それらの相談先の意見を参考に、学校側と事後の行程に関する検討を行います。※学校を通して保護者にも同時進行にて状況連絡を行います。

・民泊体験活動のガイドライン・ルール等

各民泊組織が作成するガイドライン又はルールに従って、感染症予防の観点に即した、安全で適切な体験・交流プログラム、農山漁村生活体験等を実施して頂きます。

1.2. 修学旅行以外の学校行事について

- ・修学旅行以外の宿泊を伴う学校行事（宿泊研修、ホームルーム合宿、林間学校、臨海学校等）、並びに遠足（校外学習）や職場体験学習、芸術鑑賞教室等、宿泊を伴わない校外での学校行事におかれましても本手引きの内容と方針に従った旅行手配・運営のお手伝いをさせていただきます。全ての学校にとりまして、安心・安全でより学習効果の高い学校行事が実現できるよう、最大限の努力と支援を行います。

【参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日変更）令和4年11月25日変更

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/kihon_r2_040908.pdf

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2022.4.1 ver.8）」

https://www.mext.go.jp/content/20220404-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年1月5日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210105-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

【出典】

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン・令和2年3月24日（文部科学省）
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校等における教育活動の再開に関する Q&A・令和2年5月21日（文部科学省）
- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会、全国旅行業協会）
- ・鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）
- ・バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本バス協会）
- ・貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本バス協会）

- ・航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（定期航空協会、日本空港ビル事業会）
- ・旅客船事業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン（日本旅客船協会）
- ・ハイヤー・タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（全国ハイヤー・タクシー連合会）
- ・ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（日本ホテル協会）
- ・宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）
- ・外食産業のための新型コロナウイルス感染症対策（日本フードサービス協会）
- ・全日本空輸株式会社 ホームページ <https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200502>
- ・日本航空株式会社 ホームページ
<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200124/index.html>
- ・東日本旅客鉄道株式会社 ホームページ <https://www.jreast.co.jp/ass/pdf/20200407.pdf>
- ・東海旅客鉄道株式会社 ホームページ
https://jr-central.co.jp/notice/detail/_pdf/000040501.pdf
- ・三菱ふそうホームページ
https://www.mitsubishi-fuso.com/oa/jp/information/COVID-19_measure_sightseeing_bus/index.html

第1版 2020年6月3日
一部修正 2020年6月4日
第2版 2020年6月23日
第3版 2020年9月1日
第4版 2021年1月29日
第5版 2021年11月22日
第6版 2022年12月21日